

Kyushu Landscape League

規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、「Kyushu Landscape League」と称する。

(目的)

第2条 本団体は、自分たちが思い描く九州を語り合い、九州の風景を共に手づくりしていくためのツナガリを広げること、さらには、九州の風景を守り育てていくことを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第3条 本団体は、次の会員をもって組織する。会員の入会及び退会については別途定める。

会員 本団体の目的に賛同する大学等の教育機関に所属する学生

但し、大学等の教育機関を卒業しても会員として継続される。

第3章 役員

(役員の種別及び報酬)

第4条 本団体には、次に示す役員をおく。また、役員は無報酬とする。

代表 1名 幹事 10名以内 監事 1名

(代表)

第5条 代表は、総会の議決により選出される。

2 . 代表の任期は選出されてから、次の改選期までとする。ただし、再任はこれを妨げない。

3 . 代表の改選は1年毎に行う。

(幹事)

第6条 幹事は、総会において選出する。

2 . 幹事の任期は選出されてから、次の改選期までとする。但し、再任は一度に限られる。

3 . 幹事の改選は1年毎に行う。

(監事)

第7条 監事は、総会において選出する。

2 . 監事の任期は選出されてから、次の改選期までとする。但し、再任は一度に限られる。

3 . 監事の改選は1年毎に行う。

第4章 会議

(総会)

第8条 総会は、会員により構成され、次の事項を議決する。

事業計画及び事業報告の承認

予算、決算の承認

代表の選任

幹事及び監事の承認

規約の変更に関する事項

その他、必要と認められた事項

2 . 通常総会は年1回、臨時総会は代表が必要と認めるときに代表が召集する。

3 . 総会の議長は、総会において会員の中から選出する。

4 . 総会は、出席した会員によって構成する。

5 . 総会における会員の議決権は各一個とし、議決は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、代表及び幹事によって構成され、本団体の運営に必要な事項を検討する。

2 . 幹事会長は代表がこれをつとめ、幹事会長は原則として幹事会の議長の役を担う。

3 . 幹事会は、代表または幹事の三分の一以上が必要と認めるときに開くことができる。

3 . 幹事会の成立には幹事現在数の過半数の出席者を必要とする。ただし、該当事項につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。

4 . 幹事会の議事は、出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。

5 . 幹事会長は総会において、本団体の事業計画、事業報告、予算・決算の報告を行わなければならない。

(活動部会)

第10条 会員は、有志により遂行したい目的に応じた活動部会を立ち上げることができる。

2 . 活動部会は、2名以上の会員により構成できる。また、各活動部会に責任者を1名、会計担当者1名をおく。

3 . 活動部会責任者は、活動目的と活動計画を明確に定め、活動結果を総会にて報告する。

4 . 各活動部会の会計担当者は、活動の収支を管理し、随時決算報告を幹事会に報告する。

5 . 活動部会の活動に必要な費用は、原則として各活動部会で集め、活動部会毎に独立採算制とする。

但し、「九州デザインシャレット」はこの限りではない。

第6章 事務局

(事務局)

第11条 本団体は、事務局を、代表の所属する大学研究室内に置く。

2007年度は、福岡大学工学部社会デザイン工学科景観まちづくり研究室内に置く。

2 . 事務局は、会の運営に必要な総務・事務作業を行う。

第7章 その他

(経費及び会計)

第12条 本団体の経費は、各種団体からの寄付金や助成金等の収入をもってあてる。入会費および年会費は徴収しない。

2 . 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

3 . 本団体の会計処理は事務局がこれにあたり幹事会に報告する。

4 . 幹事会長は、決算報告を監事の意見を付して総会に提出し承認を受けなければならない。

(規約の改正)

第13条 この規約を改正しようとするときは、総会の議決によらなければならない。

(付則) 本規約は、2007年10月1日から施行する。

Kyushu Landscape League 内規

- 第1条 入会・退会に関する事項
- (1) 会員になろうとするものは kl2.info@gmail.com にメールを送り、メーリングリストへの参加を認められることで入会できる。
- (2) 会員は、次の理由によりその資格を失う。
- 1 . 本人が、本団体のメーリングリストを脱退したとき。
 - 2 . 本人が死亡したとき。